

議事要旨(4)企業会計基準適用指針第 11 号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」の改正について

豊田統括研究員より、企業会計基準適用指針第 11 号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(以下「本適用指針」という)の改正についての説明が行われた後、審議・採決が行われ、委員 13 名全員の賛成により承認された。

説明概要は以下のとおりである。

企業会計基準第 8 号「ストック・オプション等に関する会計基準」(以下「会計基準」という。)及び本適用指針は、会社法(平成 17 年法律第 86 号)の施行日(平成 18 年 5 月 1 日)以後に付与されたストック・オプション等から適用することとされているが、それより前に付与されたストック・オプションであっても会社法の施行日以後に存在するものについては、一定の注記が求められている(会計基準第 17 項)。このため、これに該当するストック・オプションについては、会計基準第 16 項(2)及び改正前の本適用指針第 25 項(8)の規定に基づき、遡って「付与日における公正な評価単価」を算出し注記することが求められるのではないかとの指摘があった。

しかしながら、会計基準及び本適用指針の趣旨は、これらに基づく会計処理が求められていない会社法の施行日より前に付与されたストック・オプションについてまで付与日における公正な評価単価の注記を求めるものではないため、本適用指針について、この点を明記するように改正を行う。

なお、本件について、委員等からの質問、意見はなかった。

以 上